

第960回審査会合(令和3年3月26日)における指摘事項

項目	No.	指摘事項
全分野	1	反映すべき知見が現在の記載で十分かどうか再度確認すること。
	2	事業者がどのように考えた上で、どう評価したのかがわかるように記載を適正化すること。
敷地周辺陸域の地質・地質構造	3	宍道断層について、変位地形・リニアメントが分岐していることを踏まえた評価の考え方及び評価結果について、根拠となるデータと併せて本編資料に記載すること。
	4	各地点の調査結果について、後期更新世以降の断層活動性評価に不整合が認められる点があるので、記載を適正化すること。
	5	福浦～地蔵崎については、文献調査及び地質調査を踏まえて、地質図を精緻化した過程があるので、経緯がわかる資料を追加すること。
敷地周辺海域の地質・地質構造	6	申請時から評価長さを見直した断層について、どのような検討がなされて評価長さに変更になったのかがわかるように図示すること。

第960回審査会合(令和3年3月26日)における指摘事項

項目	No.	指摘事項
敷地の地形・地質・地質構造	7	シームと断層との違いを明確にするため、断層の定義を追記すること。
	8	敷地には「将来活動する可能性のある断層等はない」とすると、敷地には支持地盤を切る地滑りがないような誤解を受けるため、記載を適正化すること。
	9	「シーム相当層準」を示すシーム分布断面図には、その旨を追記すること。
	10	3号炉調査以外のボーリングも含め、シームの敷地全体への広がりを整理すること。
基準地震動の策定	11	まとめ資料に最新の知見を反映すること。 (被害地震の震央分布図に記載されている地震の情報を最新化すること。また、M- Δ 図についても最新化すること)
	12	資料1「審査を踏まえた検討・反映事項について」において、Ss-F1及びSs-F2を基準地震動として設定した経緯を詳細に記載すること。

第960回審査会合(令和3年3月26日)における指摘事項

項目	No.	指摘事項
基礎地盤及び周辺 の安定性評価 の傾斜	13	基礎底面の傾斜に関する評価方針について、評価結果と整合するよう記載の適正化を図ること。
	14	資料1「審査を踏まえた検討・反映事項について」へ、評価対象施設の追加、傾斜の評価方針など審査における主な反映事項を追記すること。
津波評価	15	申請時からの主な変更内容として、大和堆を評価するうえで影響の大きいメッシュの細分化に関して追記すること。
	16	申請時からの主な変更内容として、日本海東縁部に想定される地震による津波について、地震発生領域の連動を考慮した考え方を追記すること。
	17	申請時からの主な変更内容として、防波堤無しケースについて、詳細なパラメータスタディーを行っていることを明確に記載すること。
	18	行政機関による津波評価を基準津波へ反映した考え方について、審査の経緯を踏まえ、明確に記載すること。

第960回審査会合(令和3年3月26日)における指摘事項

項目	No.	指摘事項
火山影響評価	19	第四紀火山の抽出に係る評価と火山数の記載に不整合が認められるので、記載を適正化すること。
	20	三瓶山の敷地周辺の降灰層厚を踏まえた検討として、町田・新井(2011)による三瓶浮布テフラの50cm等層厚線の主軸は三瓶山から発電所の方向とは異なるが、その主軸上の三瓶山から発電所までの距離に相当する55kmの地点の層厚を敷地における層厚として扱う旨を正確に記載すること。